

◎ 香川県教職員連盟の要求書への回答

令和2年6月3日(水)

要 求 事 項	回 答
<p>1 様々な教育課題に対応し、きめ細かい指導ができるようにするために1学級35人以下学級が全ての小中学校において実施できるよう、必要な教員配置を検討すること。</p>	<p>○ 少人数学級編制においては、小学校4年生までと中学校1年生で35人以下学級を実現している。小学校5・6年生と中学校2・3年生においては、少人数指導加配教員を活用した35人以下学級を実現することも可能としている。</p> <p>○ 今後とも、教育課題に対応した指導体制の充実に努めたい。</p>
<p>2 養護教諭を学校の実態や規模に応じて複数配置することにより、学校経営の充実に図ること。</p>	<p>○ 義務標準法に則って県の配置基準を定めて配置している。</p>
<p>3 教職員の多忙化を解消していくために、スクールサポートスタッフの積極的な増配置を促進すること。</p>	<p>○ 市町教育委員会と連携しながら、教職員の多忙化を解消し、教員が子どもと向き合う環境づくりを進めるため実施している。</p> <p>○ 引き続き、市町の要望に基づき配置を促進し、教員が子どもと向き合う環境づくりに努めていきたい。</p>
<p>4 中学校において、部活動指導体制の充実に推進し、部活動の質的向上を図るとともに、部活動を担当する教員の支援を行うために、部活動指導員配置を促進すること。</p>	<p>○ 平成31年度3月に策定した「香川県部活動ガイドライン」に基づき、部活動指導体制の充実に推進し、部活動の質的向上を図る。各市町に対して「設置する学校に係る部活動の方針」の策定や見直しを行い、各学校の実態に合った「適切な休養日等の設定」を行うなど、適切な運営が図られるよう呼びかけている。また、部活動の顧問を対象に研修会を開き、短時間で効率的・効果的に部活動を運営するためのスキル向上を図るなど、持続可能な部活動の指導・運営体制の構築に取り組んでいる。</p> <p>○ 市町が部活動指導員を任用する場合、国の補助金と合わせて、報酬など任用に要する経費の3分の2を市町へ補助しており、国に対しても、補助事業の継続と拡充について要望しているところである。</p>
<p>5 小学校においてより充実した教育活動を行うために、教科担任制の導入を推進すること。</p>	<p>○ 本年度から全面実施されている小学校学習指導要領の円滑な実施が図られるよう指導体制の充実に努めており、昨年度から小学校においては、少人数指導のための加配定数を活用して一部教科担任制による専門的な指導を実施することも可能としている。</p>

<p>6 「GIGAスクール構想」の早期実現に向けて、確実に環境整備を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国では、新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策として、GIGAスクール構想における児童生徒1人1台端末の整備計画を前倒しして、令和2年度中に実現できるような補正予算が組まれている。</li> <li>○ 市町教育委員会において、小・中学校のICT環境整備をしているところであり、県教育委員会としても、必要調達数及び家庭の通信環境について取りまとめを行ったり、市町に情報提供を適宜行ったりするなどの支援を行っている。 児童生徒の学習を保障するため、市町教育委員会と連携し、小・中学校のICT環境整備を促進してまいりたい。</li> </ul>
<p>7 「障害者差別解消法」施行にあたり、配慮の必要な児童生徒への個に応じた学習指導や生徒指導が行えるよう、通級指導教室のさらなる充実を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町教育委員会と連携しながら、通級指導教室の充実に努めている。</li> </ul>
<p>8 学校事務の負担を軽減し、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、ICTによる業務の効率化を図るとともに、指導要録の電子化等を含め、県下で共通化された業務に取り組むことができるようにすることや、事務機器の充実も促進するよう、市町教育委員会と連携して早急に環境整備を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各市町で導入する統合型校務支援システムの共通化に向け、市町と共同で検討している。共通化の前提となる、帳票の統一化や文書の電子化についても、共同で検討を行っている。</li> <li>○ 今後も市町教育委員会と連携し、小・中学校のICT環境整備を促進してまいりたい。</li> </ul>
<p>9 教職員の超過勤務の縮減に向けて、「教職員の働き方改革プラン」に示されている学校運営の改革と意識改革が早急に実現するために、各学校で具体的な業務改善、意識改革が図られるよう、市町教育委員会や所属長に積極的に働きかけること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「教職員の働き方改革プラン」に基づき、働き方改革を推進するとともに、市町教育委員会における取組みに対して、適宜、支援等を行っていく。</li> <li>○ 関係法令に基づき、業務の適正化等に向け、市町教育委員会に周知・指導を行っているところである。</li> </ul>
<p>10 学校における教職員の働き方改革を推進していくために、改正給特法の成立に伴い、1年単位の変形労働時間制の導入に向けて、早急に検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 変形労働時間制については、国では、今回の改正趣旨を踏まえた運用が学校において確実に行われるような制度や枠組みを構築することとしており、今後、発出される省令などを踏まえ、学校現場の意向も十分確認したうえで、制度導入のための条例改正の必要性を検討していきたいと考えている。</li> </ul>
<p>11 教員を志す熱意を持った優秀な人材確保に向けて、講師等に対する特別選考を継続するとともに、採用等の広報活動の継続・充実をより一層図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 講師に対する特別選考については今年度も継続している。</li> <li>○ 優秀な人材を確保するために、大学や各地域での説明会の実施、ポスターやパンフレット、ホームページなどによる広報活動の充実に努めている。</li> </ul>